

岩手県告示第 554 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁ホームヘルパーステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社橋本薬局	盛岡市門一丁目 5 番 50 号	ドラッグトマトかど薬局	盛岡市門一丁目 5 番 50 号	平成 15 年 5 月 31 日
有限会社橋本薬局	盛岡市門一丁目 5 番 50 号	ドラッグトマト津志田薬局	盛岡市津志田 18 番地 34	〃
有限会社橋本薬局	盛岡市門一丁目 5 番 50 号	ドラッグトマトマリオス薬局	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号	〃

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁ホームヘルパーステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日